

大規模降雨災害対策検討会 土砂災害分科会(第1回) 議事概要

1. 開催日時及び出席者

日 時:平成17年10月5日(水) 17:20~18:20

場 所:合同庁舎2号館低層棟 共用会議室5

出席者:廣井分科会長、折坂、工藤、東方、水山、三島各委員

2. 議事の概要

- ・「緊急の対応について」(資料2)は、いわゆる提言ではなく、行政として緊急に対応すべき事項についてご意見を頂くもの。提言は、検討会全体として12月に頂く。
- ・「緊急の対応について」の(3)以外は、細かい修正は必要だが、概ね事務局案で良い。(3)については、最終提言における検討項目とし、「緊急の提案」からは除く。案については、砂防部にて修正後、各委員に確認を頂き、成案とする。

3. 個々の審議内容

(1) 避難勧告の発令

(委員)

- ・都道府県は、土砂災害警戒避難基準の情報を市町村に伝えた場合、その事実を逐一公表してはどうか。
- ・垂水市の市町村防災計画上の避難勧告基準が、連続雨量150mm, 時間雨量50mmとの事であるが、この数字自体が最近の気象状況を見ると、小さい気がするので見直しの必要はないか。

(分科会長)

- ・避難勧告の発令を促すための情報とは何かを、整理して考えるべき。

(委員)

- ・雨量から、避難勧告の発令に必要な情報を導き出す場合は、いわゆる「空振り」をゼロにすることはできない。

(委員)

- ・(他の委員からの、避難勧告発令の遅れは、市町村が財政的、人的負担を避けたいからなのか、との問に対して)災害からの避難活動に必要な予算や人員配置は、我が町では当然の負担と理解している。なお今回は、町から自主避難の呼びかけをする前に、住民から避難所開設の要望が来て対応を開始したものである。

(委員)

- ・避難勧告や指示を出すと、商売を行っている方々に休業損失が発生する事もある。その責任を市町村が負うのかどうか、市町村の免責事項をもっと明らかにする工夫が必要ではないか。

(2) 災害時要援護者の対応

(委員)

- ・災害時要援護者のための避難支援チームを事前に結成しておくのが、今一番多い方法。また、高齢化が進んだ地域では、65歳以上の災害時要援護者をランク分けして支援度が高い要援護者を把握し、対策を考える必要があるのではないか。

(委員)

- ・福祉部局と防災部局の連携を行うにあたり、要援護者の情報が個人情報であるため防災部局にも明らかにし難いのであれば、福祉部局自体に防災活動に参加してもらう手法があるのではないか。
- ・真に避難が難しい人は、自宅に「サバイバルルーム」の設置を検討してはどうか。

(分科会長)

- ・災害時要援護者向けの早期情報提供は、要援護者に対しては避難準備情報を避難勧告扱いするという考え方が実用化されているところもある(三条市)。

(3) 施設整備と避難の関係

(分科会長)

- ・施設整備が済んでいる箇所では、既に出している土砂災害警戒情報を根拠に避難勧告を出すのではなく、これにさらにプラスした情報を出した場合に、避難勧告を出すという整理になるのではないか。
- ・どのような情報を出すべきかは検討が必要。

(4) 土砂災害に関する情報伝達体制・機器の点検

(委員)

- ・情報機器の点検も必要だが、情報機器に頼らないヒューマン・コミュニケーションによる伝達手段(紙に書いて受け渡す等)を確認しておく事も有効。

(委員)

- ・本当に何を伝えないと駄目なのか、その場合の伝達手段として、情報システムを使うのか使わないのか、という整理が必要。

(5) 土砂災害に関する基礎的知識の周知徹底

(委員)

- ・前兆現象が大事だと言われ続けているが、前兆現象の分析が不十分。誰が何を見て、何が起こったかという前兆現象のデータを蓄積して、分析を進めるべき。

(委員)

- ・土砂災害の前兆現象を、もっとビジュアルに理解できよう表現の工夫が必要。

(分科会長)

- ・前兆現象の情報も含めて、土砂災害に関する基礎的知識とはそもそも何か、という事を考えないといけない。

(6) 大規模崩壊への対応

(委員)

- ・大規模崩壊箇所を監視するというのは当たり前すぎる。崩壊の状態毎にどのような監視体制を行うかまで具体的に表現すべき。

(分科会長)

- ・斜面崩壊が発生した場合に、専門家が調査してコメントするという制度があったはず。それを活用して監視体制に反映する形で整理してはどうか。

(7) その他

(委員)

- ・土砂災害危険箇所のうちで、今回の大規模降雨により崩壊が発生し、災害に繋がった箇所のデータを整理できないか。
- ・現在の直線的な警戒避難基準雨量は良くない。曲線的な判断基準を早期導入すべき。

以上